

議案第〇号

朝田町職員旅費支給條例の一部を次のように改正する
ものとする

昭和三十三年七月一日提出

朝田町長 坂出雅



原案可決

昭和卅貳年七月貳日

朝田町議会議長 天野謙



昭和三十三年朝田町條例第

号

朝田町職員旅費支給條例の一部改正條例

第七條中「別表第二のとおり」とす「とある」と

「診療報酬」点につき「八割」とするに改める

別表第二は削除する

附則

この條例は昭和三十三年五月一日より適用する